

京都大学大学院理学研究科の組織に関する規程及び
 京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>京都大学大学院理学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第11号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第9条 理学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第14号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第7条 工学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務組織及び技術室)</p> <p>第9条 理学研究科の事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(事務組織等)</p> <p>第7条 工学研究科の事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>附 則(令和6年達示第71号) この規程は、令和6年11月25日から施行し、令和6年10月1日から適用する。</p>